

平成28年9月定例会 経済委員会（事前）

平成28年9月21日（水）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

丸若委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時40分）

これより、農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①）

- 議案第1号 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第11号 平成28年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について
- 議案第12号 平成28年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について
- 議案第13号 平成28年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について
- 報告第2号 平成27年度決算に係る資金不足比率の報告について

【報告事項】

- 平成27年度徳島県農林水産基本計画レポートについて（資料②③）
- 新たな「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」の策定について（資料④）
- 第10次徳島県卸売市場整備計画（案）について（資料⑤⑥）
- 徳島県立神山森林公園のネーミングライツ制度パートナー企業の募集について

松本農林水産部長

それでは、お手元にお配りしております経済委員会説明資料によりまして、農林水産部関係の提出予定案件につきまして、御説明を申し上げます。

まず、提出資料の1ページを御覧ください。

平成28年度9月補正予算案でございます。

歳入歳出予算の総括表でございますが、一般会計につきまして、最下段の補正額欄に記載のとおり、30億9,063万7,000円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は、380億4,454万2,000円となっております。

財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

特別会計につきましては、補正はございません。

次に3ページを御覧ください。

課別主要事項につきまして御説明いたします。

もうかるブランド推進課関係でございますが、1段目の計画調査費の摘要欄①、藍・食藍推進プロジェクト事業でございます。東京オリンピック・パラリンピックのエンブレム

が藍色の組市松紋に決定されたこの機会をチャンスと捉え、徳島「藍」の認知度向上や生産拡大を図るため、栽培農家の育成・確保対策や食用藍の商品開発・販路拡大などを支援する経費として、700万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

林業戦略課関係でございます。5段目の造林費でございますけれども、国の補正予算に対応し、搬出間伐や造林など森林整備を行う経費として、3億200万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして5ページ目、水産振興課でございますけれども、3段目の水産業振興費の摘要欄①、鳴門わかめ認証制度推進事業におきまして、本年5月に策定いたしました、徳島県鳴門わかめ認証制度の事業推進に関する指針に基づき、認定加工事業者数を増加させるため、事業者に対して加工履歴の管理を推進するための経費として、500万円の増額をお願いするものでございます。

6ページを御覧ください。

農林水産総合技術支援センター関係でございますが、5段目の農業研究費につきまして、農薬登録に係るデータの収集・提供を行うための受託試験研究として400万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして7ページ、農山漁村振興課関係でございますが、3段目の土地改良費、摘要欄①の直下型地震対応農業版BCP推進事業におきましては、熊本地震に職員を派遣したわけでございますが、現地での経験を踏まえ、現在の津波浸水エリアを対象としたBCPを直下型地震にも対応できる内容に拡充するための経費や、摘要欄②の中山間地域農村活性化総合整備事業費に要する経費として、1億7,150万円の増額を、7段目の漁港建設費につきましては、漁港における津波対策や地震対策などに要する経費として、2億800万円の増額をお願いするものでございます。

農山漁村振興課合計では、3億7,950万円の増額をお願いしております。

8ページ目を御覧ください。

農業基盤課関係でございますが、2段目の農地総務費、摘要欄①の農地等災害調査協力体制支援事業でございます。熊本地震での経験や、農地等の被害調査が遅れている実態を踏まえ、この被害調査の迅速化を図るため、市町村や土地改良区などにおける被害調査の実施に向けた体制の構築支援を行うものでございます。摘要欄②の国直轄事業負担金などに要する経費として8,100万円の増額を、3段目の土地改良費、摘要欄②のため池防災・加速化計画技術検証事業におきまして、今年度策定予定のため池防災・加速化計画につきまして、より精度の高い計画とするため、改修方針など知識・経験を有する専門技術者による検討・検証を行うほか、農業用用水路をはじめとする農業生産基盤の整備を含めたハード事業等を行う経費として4億6,168万7,000円の増額をお願いしております。4段目の農地防災事業費におきまして、農地の保全や災害の未然防止に要する経費として、9億865万円の増額をお願いするもので、農業基盤課合計といたしましては、14億5,133万7,000円の増額となっております。

9ページ目、森林整備課関係でございますが、3段目の林道費につきまして、県産材の

安定供給に必要な整備として、間伐などの森林施業に必要な林道路網整備を推進するための経費として、2億2,850万円の増額をお願いするものでございます。

4段目の治山費でございますが、地震や気象害等により発生した荒廃山地等の復旧、活断層周辺などの山地災害の危険性が特に高い地区における事前防災・減災対策の実施などに要する経費として、7億1,330万円の増額をお願いしております。

森林整備課合計といたしましては、9億4,180万円の増額となっております。

10ページをお開きください。

その他の議案等でございますが、（1）受益市町負担金についてでございます。

これは、県の実施する公共事業に対し、地元の市町から事業の種類・内容に応じて、負担していただくものでございます。

まず、農山漁村振興課及び農業基盤課所管の県営土地改良事業費に対する受益市町負担金につきましては、10ページから12ページに記載のとおり、徳島市ほか18市町に対しまして事業内容に応じて、それぞれの割合で負担していただくものでございます。

13ページを御覧ください。

広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金でございますが、鳴門市ほか5市町に対しまして、漁港の種別や事業内容により、負担していただくものでございます。

14ページをお開きください。

森林整備課所管の県営林道開設事業費に対する受益市町負担金につきましては、美馬市ほか4市町に対し、森林基幹道について10.7%の割合で負担していただくものでございます。

15ページを御覧ください。

平成27年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度決算に係る公営企業の資金不足比率を報告するものでございます。

農林水産部におきましては、徳島県港湾等整備事業特別会計の中で、林業戦略課が所管する県営貯木場に係る管理運営費が計上されておりますが、それらを含め、同特別会計につきましては資金不足額は発生しておりませんので、資金不足比率の欄にバーで記載しております。

16ページをお開きください。

資金不足比率の議会への御報告に先立ちまして、県監査委員による審査をお願いしております。

その結果、17ページの審査の意見でございますように、資金不足額はございませんが、その算定の基礎となる事項を記載した書類につきましては、適正なものとお認めいただいております。

以上で、提出予定案件の説明は終わらせていただきます。

この際4点、御報告させていただきます。

まず1点目は、徳島県農林水産基本計画レポートについてでございます。

資料1を御覧ください。

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例第39条の規定に基づき、農林水産基本計画に基づく施策の平成27年度の実施状況について御説明しております。

1 ページ目でございます。

基本計画の施策体系に沿いまして、施策の実施状況を御報告いたします。

まず、施策体系Ⅰ、農林水産業の成長産業化でございます。

新成長ビジネスの展開でございますが、本年1月、県産農林水産物の生産から流通、販売までを総合的に支援する、とくしまブランド推進機構を設立したところでございます。

また、世界中で16億人とも言われるハラールマーケットの獲得に向けたハラール認証の取得支援などに取り組み、農林水産物等輸出金額は、基準年である平成23年度の1.1億円から6.1億円へと順調に拡大しております。

次に、次代を担う人材育成については、農業大学校アグリビジネススクールにおける6次産業化講座の実施や、林業現場で即戦力となる人材を育成する、とくしま林業アカデミーの開講、漁業経営能力を養成する漁業人材育成プログラムに基づく研修の実施など、担い手の確保・育成に取り組んでおります。

続きまして、2 ページを御覧ください。

農業の競争力強化については、ほ場、農道、用排水路などの生産基盤の整備を実施しており、ほ場の整備面積は6,839ヘクタールとなっております。

また、野菜や飼料用米などの作付面積の拡大や、阿波牛や阿波とん豚、阿波尾鶏などの増産及びブランド力強化を実施し、飼料用米の作付面積は988ヘクタール、阿波牛の出荷頭数は2,702頭に増加しております。

新次元林業の展開については、高性能林業機械の導入や路網整備を推進するとともに、県産材の更なる増産と利用の拡大を図り、県産材の生産量は、32.4万立方メートルに達しております。

水産業の創生については、代表的なブランド水産物である県産はもの消費拡大に向けたキャンペーンの実施に加え、築地市場でのPR等により、首都圏における認知度の向上に努めてまいりました。

また、水産業の成長産業化に向け、「とくしま水産創生ビジョン」を策定しました。

3 ページをお開きください。

施策体系Ⅱ、活力ある農山漁村の創出でございます。

まず、魅力あり住みやすい農山漁村づくりについては、公共事業において希少生物や景観への配慮を行い、自然環境調査に基づく事業計画・策定地区数は54地区となっております。

次に、中山間地域等への支援については、中山間地域等直接支払制度等を活用し、耕作放棄地の発生防止や多面的機能の維持・保全などの集落ぐるみの取組を支援しました。

さらに、鳥獣による被害の防止については、野生鳥獣の捕獲対策を進めたほか、鳥獣被害対策について、農業者や地域住民に対する直接指導を担う指導員の養成研修を実施したところでございます。

その他、多様な主体の協働による農山漁村の保全活動については、ふるさと協働パート

ナーと地域住民との協働活動を促進したところでございます。

4 ページを御覧ください。

施策体系Ⅲ、災害に強い農林水産業の展開でございます。

南海トラフ・直下型地震への対応については、被災後の早期復旧・復興に欠くことのできない地籍調査を着実に推進するとともに、老朽化した農業用施設を整備することにより、農地や周辺の宅地における被害の未然防止を図りました。

また、南海トラフ巨大地震等による大津波発生後、漁業者の命の確保を最優先に、いち早く漁業を復興させることを目的とする県漁業版BCPを策定しました。

自然災害への対応については、土砂災害等の自然災害に対し、ハード・ソフトの両面から、山地防災ヘルパーの育成も含め、防災・減災対策を実施したところでございます。

家畜伝染病防疫体制の強化については、国の鳥インフルエンザ及び口蹄疫の防疫指針の改正を受け、県防災マニュアルを改定し、演習や研修会を通じてマニュアルへの理解を深めるなど、家畜伝染病発生時の防疫体制の強化を図りました。

続きまして、基本計画に位置づけられている行動目標の、平成27年度の評価について御報告させていただきます。

5 ページをお開きください。

行動目標 216 項目のうち、8 月末時点におきまして、実績が明確となった 200 項目の達成状況につきましては、目標の達成が見込まれる A 評価のものが 138 項目、目標の達成がおおむね見込まれる B 評価のものが 25 項目の計 163 項目となっており、これらが行動目標全体に占める割合は約 82% となっております。

以上が、農林水産基本計画に基づく施策の実施状況でございます。

報告事項の 2 点目、新たな徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画の策定についてでございます。

資料 3 を御覧ください。

現在の基本計画は、平成 25 年度から平成 28 年度を計画期間とする第 2 期計画で、今年度が最終年度となることから、平成 29 年度からの新たな計画を策定してまいります。

計画の策定に当たりまして、改定作業のスタートとなります第 1 回徳島県農林水産審議会を去る 8 月 31 日に開催し、委員の皆様からは新規就業者の確保と次代を担う経営能力の高い人材の育成、TPP 合意を踏まえた国際競争力の強化や輸出戦略、東京五輪・パラリンピックを見据えたマーケティング戦略など、策定に向けた方向性等についての御意見・御提案をお伺いしたところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、12 月議会での御論議、各圏域におけます意見交換会、パブリックコメントの意見等を踏まえ、2 月議会において最終案をお示しさせていただきたいと考えております。

報告事項の 3 点目、第 10 次徳島県卸売市場整備計画（案）についてでございます。

資料 4 を御覧ください。

本計画は、卸売市場法第 6 条に基づいて定めるものであり、徳島県内の卸売市場の適正な配置や、施設整備の高度化などについて定めるものでございます。

1, 計画の趣旨といたしましては、本年1月に国が策定した第10次卸売市場整備基本方針に基づき、卸売市場を取り巻く情勢や多様化するニーズに対応するため、本県においても第9次計画を見直し、第10次徳島県卸売市場整備計画を策定いたします。

2, 計画期間といたしましては、平成28年度から平成32年度までの5年間となっております。

3, 第10次計画の新たな視点といたしましては、県内の状況及び国の基本方針を踏まえ、①経営戦略の確立、②生産者・産地との連携による川下ニーズへの対応強化、③品質管理の高度化、④電子商取引の推進の4点を盛り込むこととしております。

4, 構成といたしましては、1点目に卸売市場の適正な配置の方針、これにつきましては現在の配置に変更の予定はありません。2点目に近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標としまして、経営戦略に即し、ニーズに対して提供する多様なサービスに応じた適正な整備・配置を行うこととしております。3点目に取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項としまして、産地や実需者との連携や電子商取引の推進、及びH A C C Pの考え方を取り入れた品質管理などについて規定しております。4点目に卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標としまして、国内産農林水産物の新規需要の喚起、6次産業化への積極的な参画等、5点目にその他の事項といたしまして、B C Pの策定や情報公開等について定めております。

5, 策定スケジュールといたしましては、去る9月5日に第1回徳島県卸売市場審議会を開催し、原案について御審議いただいたところでございます。

今後はパブリックコメントを実施いたしまして、再度、本審議会に諮った上で策定する予定でございます。

なお、詳細につきましては資料5の案を御覧いただければと存じます。

最後に4点目、資料はお付けしておりませんが、徳島県立神山森林公園のネーミングライツ制度パートナー企業の募集についてでございます。

県立神山森林公園では、平成24年3月にネーミングライツ制度を導入し、イルローザの森の愛称で広く県民の皆様に親しまれているところでございますが、間もなく5年の契約期間が終了となることから、前回と同様に平成29年3月20日から平成34年3月19日までの5年を第2期目として、平成28年10月に協力企業の募集を行うこととしております。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

丸若委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

来代委員

昨日までの台風で、農林水産物の被害の報告があるのかなと思ったんですけども、その報告がないということは、一切気にしていないということか。それともまだ何もまとめてない。それはわかるけども、やっぱり今日、議会があって、委員会があるんだったら、ある程度の見込みは発表するべきではなかったのかなと思いますが、いかがですかね。

松本農林水産部長

今回、四国の南岸を通過した後に紀伊半島に台風が上陸いたしまして、県内各地で、かなりの時間雨量を含めた総雨量等も報告されているところでございます。

本日、8時30分時点におきましては、一部、林地被害の第一報があったところでございます。それらも含め、今後さらに、被害状況の詳細な把握に努めるとともに、被害があった場合には早急な復旧、経営再建ということに努めてまいりたいと思っております。現在、更に調査中でございます。

来代委員

違うの。だからもう、大体終わってるわけですよ。だけどテレビで見る限り、農地もイモも何もかも、みんな水びたしで全滅になっている。だから一般の人がテレビを見ていたら、北海道のジャガイモもタマネギも全滅したんだとか、あるいはどこかの野菜も全滅したんだとか、今、どんどん値上がりしているわけですよ。また値上がりするのかなと、農家の人は大変だとか、みんなそういう目で見ているんですよ。だから今日は、少なくともどこどこが水びたし、どこどこの地区が大変だったと言えないんだしたら、皆さんは台風の時家の中でじっとしていたのか。言えるんだしたら、やっぱりきちっと県内を把握してくれていたのか。だから、何にもしなかったのならそれで結構です。しているんだしたら大体の見通しは言えるんじゃないんですか。

松本農林水産部長

私どもも台風進行中から、被害情報の収集等はしているところでございます。懸念といったしましては、例えばハウス等におきまして一部が冠水をしているのではないかと。あるいは農道、農業用水路の一部に埋没とか崩落があるのではないかと。さらに養殖施設の漁場の破損もあるのかもしれないと。さらには山腹等におきまして崩壊等が発生しているおそれはございます。実際、本日把握しました第一報では、海陽町におきまして一部山腹崩壊があったという事実は把握しているところでございまして、鋭意、更に現地の状況を把握しているところでございます。

現時点では、本庁農林水産部におきましては、まだ農林水産物そのものに対する被害ということは詳細には入ってきておりませんので、更に情報収集を進めたいと考えているところでございます。

来代委員

入ってきていないんだしたら、あんまり被害はなかったと取ってもいいのかな。

佐々木農林水産政策課長

この度の台風による影響につきましては、農林水産部関係の被害状況でございますが、現在、市町村をはじめ、関係団体とも連携しながら、農作物をはじめ、施設、機械、生産基盤等につきまして、被害状況の詳細な把握に努めているところでございますが、何分、本格的な調査につきましては本日からという状況でございます。

先ほど、部長のほうからも御報告がありましたが、現時点におきましては海陽町で、一部山腹崩壊の一報があったというところでございますので、今後とも、まずは詳細な被害状況の把握に努めるとともに、被害がありました場合は早急に対応してまいりたいと考えているところでございます。

来代委員

だからね、本当に仕事する気があって、県民のためにしているんだったら、既に、大体の被害の見込額、そして、ひどいところにはどういう手を打たないといけないか、あるいは市町村にどういう指示をしたかというのが、議会があるんだから今日やっぱりそれぐらいはきちんと用意しとくべきでしょう。3日も4日も前から課長級がそんな質問取りする前に、まず、県内の被害状況を早急にまとめておく。そして、今日、議会前にもこういう手を打ったと言えるぐらいの議会であってほしかったと思いますが、いかがですか。

松本農林水産部長

私どもといたしましては、現時点での報告がなかったということで、もう少し、被害の詳細が明らかになった段階で御報告しようと考えていたわけでございますけれども、まずはこういう形で、第一報に引き続き情報の収集に努めまして、まずは補正予算の活用も含めて早急な被害対策、そういったことも含めて、さらに検討をいたしまして、きちんと議会に御報告できるように努めてまいりたいと考えております。

来代委員

この件はこれでいいですけどね、やっぱり今日、議会があるんだから緊張感がなさ過ぎるんですよ、わかりますか。これは口で認めて、謝ればいって言っているのではない。心の中で、やっぱり議会というものに緊張感を持って、テレビであれだけ映っているんだったら、それなりの対応を心構えしておくべきだったという苦言だけを申し上げておきます。

それともう一つは、これは大変なことを聞かないといけないんだけど、東京の卸売市場と一緒に、これ、卸売市場計画とここへ書いてある。平成25年度を基準年度として、これを見たら平成28年になって、ちょっとこの辺がよくわからんのが一つ。この市場について、例えば徳島中央卸売市場は徳島市がやっておるし、みんなそれぞれやっておったら、県がこの基本方針を考えて変えていけるもんですかね。

新居もうかるブランド推進課長

来代委員から、第10次徳島県卸売市場整備計画についての御質問を頂きました。

まず、この卸売市場整備計画につきましては5年間を一つの計画期間としております。

丸若委員長

小休します。（11時07分）

丸若委員長

再開します。（11時08分）

新居もうかるブランド推進課長

大変失礼しました。平成25年度を基準期間ということで、一応、その配置計画を定めるときに、この本計画のほうで、それぞれ、野菜の取引額でありますとか生産額でありますとか、例えば県外から輸入された野菜がどうであるとか、そういった基準になる数字を、まず平成25年に置いたところでございます。これを平成25年に置いてあるのは、いろいろな国の統計とかで、最新の数字を押さえられるのが平成25年に統一したところでございます。実際の計画につきましては、今年度から5年間の整備計画をするということになっております。

来代委員

そうしたら、部長、こういうときは平成25年度の統計記録を基準として、計画は平成28年から平成32年までの5か年計画ですって書くのが普通じゃないですか。ただ書けばいいっていうもんじゃないんだよな。わかりますか。

新居もうかるブランド推進課長

来代委員から御指摘いただきましたとおり、ちょっと書きぶりが平成25年度を基準年度として、そこがちょっと舌足らずだったところがあると思いますので、これにつきましては、内容についてもう一回再検討させていただきたいと思います。

来代委員

だから、緊張感がなさ過ぎる。私も今まであんまり質問しなかったけど、ずっと聞いていたら緊張感がなさ過ぎるんよ。やっぱり、もうちょっと緊張して、我々は県民のためにやっているんだという意識でやってもらわないといかんのですよ。

それでもう一つ、大変なことなんですけど、あなた方の計画では中山間地域等への支援で、耕作放棄地の発生防止やため池堰の機能の維持・確保とここに書いてくれているのよ。とても、いい格好に書いてくれているのよ。

ところがね委員長、ここが大変なことになってる。今、年寄りが出てきて、働きに行けないんですよ。働きに行けない、耕作できないから自然と耕作放棄地になる。ところがそれ

を、一般家庭に何も知らせることなく、来年4月からの税金が、そのまま放っておいたら2倍になる。そして、この畑は貸しますよ、これは耕作をしますという書類を出したら税金はそのままだと。そうしたら、山林もそのまま雑種地で置かれたら税金は100倍になる。こういうことが、マスコミも多分知らなかったと思うし、皆さんも発表してないと思うし、こういうぼったくりというか、今、東京で問題になっている豊洲の市場と一緒に、知らなかったでは済まないよ。来年の4月から勝手に一般の人の税金が上がっている。じゃあ、この税金が上がらないようなシステムを誰にも周知していない。税金が上がるということを知りたくない。私はたまたま全国の過疎大会の中で、ほかの町が文句を言うから知った。これは発表してませんよ。仕事ができないところ、働けなくて困ってしまったところの税金を勝手にどんどん上げるといって、こんなシステムを部長、知ってましたか。知っていたら何で言わなかったの。これは農家にとって大変なことなんです。どう考えているんですか。そういうところで中山間地の支援支援と言いますが、中山間地の支援というのはそこで生きるなっていうのと一緒のことを、今やられているでしょう。この対策はどのようにするんですか。

水田農地戦略推進担当室長

来代委員から、課税強化の制度につきまして周知不足ではないのかというような御質問でございます。県といたしましては、県農業会議と協力をいたしまして、市町村の研修会や担当者会議を開催いたしまして、制度の適正な運営につきまして指導してきたところでございます。

一方、農業委員会が行っております利用意向調査におきまして、回答を提出されておられない農業者もあることから、周知が十分でなかったということも否定できない状況でございます。改めて、市町村や農業委員会を通じまして、農家への周知を図っていきたくと考えております。

来代委員

川崎局長ね、あなた担当で、若い子に言ってもわからんけど、本当に農家の方は今まで一生懸命働いて、税金も払ってきて、子供を育ててきた。腰が痛い、足が痛い、子供は残ってくれない、だから働こうにも働けない。それが、いつの間にか耕作放棄地や、働けないから、畑か山林化するわけ。それで困っているのに、一方的に、これは雑種地です、これは耕作放棄地ですと言われたら、文句言うよ。黙って税金の通知が来ているわけですよ、倍になっている税金が。それは、表に国会議員からも国からも示されたのかどうか知らないけども、県も知っているかもしれないけども、一般の人は誰も知らないんですよ。こういうのをなぜ広報できなかったのか。なぜ、農家の人のためにもうちょっと県は中へ入れなかったのか。大きな反省もしてもらわないといけないと思うけれども、まず広報して、そして、税金が上がらんためには、農業委員さんとどういう話をしないといけないのか。あるいは役場が勝手に上げてもいいのか、あるいは県の農林水産部の出先機関に、こういうことで困っていますという相談があったら、それが助けられるのか。これは東京の

市場問題と一緒にじゃないですか。あれは知らない、これが知らないって、知らずに税金払う人の気になってくださいよ。これ、ちょっと分析して説明してくださいよ。何で税金が2倍になって、100倍になるのか。

川崎農林水産基盤整備局長

今回の遊休農地の課税強化制度につきましては、委員御指摘の、やむを得ず発生してしまった中山間地域の耕作放棄地などへの対応といたしまして、今回、委員も御承知のこととは思いますが、やみくもに、耕作放棄地全てを課税強化の対象とするものではありません。先ほども言われましたけれども、農地中間管理機構にその耕作放棄地を貸し出すという意味を表明していただければ直ちに課税強化とはならないというような、救済的な選択肢も備えられております。しかし今おっしゃいましたように、現在進めております農家の意向調査、そういったものの確認、意向の確認をする調査におきまして、農家からの回答が、まだきっちり提出されていないという実態を見ますと、この制度に対する農家の皆さんへの理解が十分頂けていなかった実態があるということにつきましては、私ども反省すべきことと認識しております。

それで今後、こういった今の状況等も分析いたしまして、まずは農家の意向確認の期限までまだ期間がございますので、改めまして、市町村の農業委員会へ、農家への周知、それから農家の意向の確実な把握について、指導通知を发出いたしますとともに、市町村広報紙への掲載等も要請してまいりたいと思います。

そして、さらに、県といたしまして、今まで各市町村農業委員会等への周知、研修等では実施できていなかったんですけれども、県としての対応として、遊休農地に関する課税強化制度、今回、本格実施に先駆けて、県として農地制度に関する相談窓口を、まず農業基盤課内に設置をしてまいりたいと考えております。こういうことによりまして、農家の皆さんへの制度の周知を含めまして、今回の遊休農地課税制度がよくわからないというふうな農家の方々が、できるだけ不利益をこうむることのないように、また、制度実施に伴い、委員がおっしゃいましたように農家の方々、非常に不安をお持ちなところがございます。そういったものを払しょくできるように相談をしっかりと受けとめまして、いろいろ御指摘のありました、現場における諸課題等につきまして、私ども、それから県農業会議を通して、市町村の農業委員会へのフォローアップも含めまして、現場における諸課題の解決に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解よろしく申し上げます。

来代委員

だから、もっと簡単に言ったら、遊休地があったと、山林化されていると。そして、意向調査って1軒1軒みんなに聞いてないんだ、誰も聞いてない。じゃあ、耕作放棄地の対象の農家が何戸あって、そして何人から聞き取り調査したか、全員したのか、100%できたのか、それ、わかっていますか。いいってもんじゃないよ、農業委員に任せているよ。

丸若委員長

小休します。（11時18分）

丸若委員長

再開します。（11時19分）

川崎農林水産基盤整備局長

この調査につきましては、さっきおっしゃったように、各市町村の農業委員会から、耕作放棄地を所有されている方へ、現時点では郵送で意向調査の調査票を送ったところなんですけれども、先ほども言いましたように、返ってきてない方なんかもおられます。そういったところについては再度ですね、確認をするように通知をしていきたいと、このように考えております。一応、耕作放棄地と認定した土地についての持ち主の方には通知を送っただけなんですけれども、100%送ったのは送ったということは聞いておりますけれども、御覧になっていない方も多々あるかと思えます。そのあたりについては周知できるように、各農業委員会宛てに通知します。

来代委員

もう、しつこく言いませんけども、例えば、一人暮らしのおばあちゃんがいる。施設へ入られると、そこへ送ったって手紙が来たかどうかもわからないんです。あるいは目が悪くて字が読めない人もいます。だから、そういう人たちのところばかりが税金が2倍、3倍、10倍、ひどいのは100倍に上がっていく。市町村は税金が減っているから取れたらいいと思うかも知れませんが、これは東京から来た部長さん、言葉は悪いけども国のぼったくりかもしれません。

というのは、やっぱりもうちょっと意識調査をして、農業委員に言ったからって、農業委員が来て、好き嫌いがあるわけだから。だからこれは、一つお願いしたいのは、県にも農林水産部があるんだから、きちんと、徳島県は独自の調査をすること。西部総合県民局、南部総合県民局、戸数はそんなにたくさんありませんので、それぐらい調査できるはずだ。それと、いきなり税金が上がって、税金が倍になる通知が来るんです。田舎の農家の方の年金は月2万円か3万円、多い人でも4万円以上はない。ここから介護保険を取られては食べていけない。その人が2,000円、3,000円上がるといったら大変なことになる。それもね、先祖代々から守ってきた土地なんです。そこに住んできただけで、金もうけしようとか、何かにしようと思って蓄えたものでもない。たまたま、五代あるんだったら二代目、三代目、四代目の人がそこにいて、人口減になって、そこに住んでいるだけなの。そういう人を助けていかなかったら徳島県も日本もないじゃないですか。すぐに東京へ帰って、こういう声を伝えて、そして、急に税金が上がったような書類が来たら、各農林事務所で相談を受け付けて、市町村に、これは上げるのはまだ早いとか、この人はまだ耕作する気がありますよとか、貸し付ける気ありますよと、代わって書類を作成してあげるぐらいの優しさがなかったらいけないと思うんです。やるということだけ言ってください。

松本農林水産部長

昨年、耕作放棄地への課税強化という方針が農林水産省より出されて、私も農林水産省にまいりまして、ちょうど去年の11月でした。農地政策課が担当でございます。

農林水産省は当初、耕作放棄地は課税強化するんだと、中山間地だからといって除けないんだと、税は公平だからと言っていました。さらには、中山間地で耕作放棄地にしているぐらいだったら、木でも植えたほうがお金になっていいんじゃないかみたいなことを言うものですから、私は当時、農林水産省に対しましては、中山間地といっても本当にいろいろな条件もあって、好きで耕作放棄地にしているわけではない。林を植えるといったって手間もお金もかかる。おじいさんが亡くなって、おばあさん1人になって畑に行けなくなって耕作放棄地になっているところもあると、それをいきなり課税強化するのはおかしいと農林水産省に伝えたところでございます。

それでも農林水産省は、当時、耕作放棄地であろうと何だろうと、中山間地だけ抜くことは法律上できないという話で、けんもほろろだったわけではありますが、現場のそういった、今委員もおっしゃいましたけれども、好きで耕作放棄地にしているわけではないと。今回の課税措置は、むしろ平地で、資産目的で農地を持っていて、値上がりを期待している、そういったものを対象にするんだということでございまして、何とか救ってほしいということもお願いをしてきた結果、中間管理機構に貸すということならいいよということになったんです。

ところが、耕作放棄地の課税強化というのが年末の税制大綱ということで報道されましたし、国は、地方税法改正は官報に載っているからいいじゃないかと。しかし、それは確かに誰も見てないわけでございますし、去年、新聞で耕作放棄地の課税強化が報道された後、中間管理機構に貸すと言えいいよというのは報道されてないことでございます。

そういったところが、まさに委員がおっしゃいましたように、国が考えている施策の話と、地方の現場における1軒1軒、私も施設に入所されているおばあちゃんのことまでは想定しておりませんでしたけれども、1軒1軒、耕作放棄されている農家の方に対して、その事情をしっかりと把握した上で、平成29年、来年1月1日現在で協議勧告までいったもの、それだけが課税になりますので、農業委員会が協議勧告に行く前に、やはりどういう事情があるのか、何か救済措置は打てないのかということをもきめ細かく対応してまいりたいと考えているところでございます。

来代委員

それ聞いて安心しましたけど、本当に田舎の人は税金を払わないといけないものと思っているんです。本当に、真面目なんです。ずっと真面目に生きてきた人たちが、80歳を超えて、90歳近くになって、一生懸命生きて人にそんな心配をさせちゃいけないですよ。だから、こういう場合は税金を払わなくていいですよ。上がらなくていいですよと、税金の上がることばかり報道しないで、こうすれば上がらないですよという通知を徹底してやってくださいよ。そして市町村にもきちんと指導してくださいよ、いいですか、お願いしますよ。終わります。

上村委員

3点ほどお聞きしたいと思います。

一つは、先ほど来代委員も言われましたけれども、台風16号の被害状況で、方上町のほうは、昨夜6時を過ぎてもまだ通行止めの状況ということで、私の知っている範囲でも、かなりの農地が水びたしになって、まだ収穫されていないお米とかも大変な被害に遭ったと思うんですけれども、方上町、丈六町あたりでは前から多々羅川の氾濫が非常に問題になっています。私もしょっちゅうハウス農家の方から相談を受けるんですけれども、半分諦めている状況なんです。恐らくこの台風で、また、ハウスがつかり、農地がつかるなりして、本当に農家の方は作る意欲がなえてくるという状況だと思うんですけれども、この多々羅川も大分前から改修していますけれども、なかなか進んでいないように聞いています。この多々羅川の改修状況と、多々羅川周辺の農地の被害状況、こういったことをしっかり把握をして、本当に解消していくためにどうするのかということをやちゃんと示すことが必要だと思うので、その点について報告をしていただきたいということ。

それと、TPPの批准を、日本はどこの国よりも早くしようということで、この秋の臨時国会で、どうも強行するのではないかということが言われています。アメリカの大統領候補、2人ともTPPはやらないと言っている状況で、先日、ヒラリークリントン候補と安倍首相が対談をする中で、ヒラリーさんは、TPPは進めないと言っているけども、安倍首相は、日本はやりますと、アメリカに対して批准をあおるような、そういったことまで言っている状況です。徳島県は中山間地で、本当になかなかもうからない状況の農家が多いんですけれども、県は、こういった農林水産の基本計画も立て直して、しっかりと中山間地で農業が成り立つような、そういった方策を具体的にいろいろ考えておられますけれども、これを台無しにするようなTPPについては、やはり被害状況も含めて、どのくらいの損害を予測して、こういった取組を強めていこうとしているのか。

県のほうでは既に、国に準じて被害想定もしていますけれども、こんなのでは把握できないことがたくさんあると思うので、その辺について、この農林水産業基本計画にもTPPのことが載っていますけれども、もう少し詳しく話をしていただきたい。

それと3点目ですけれども、この農林水産基本計画レポートにも書いてありますけれども、ハラールマーケット獲得について、認証取得を支援するということで補助金も出されていますけれども、この取組状況と、実際に輸出が始まっているのであれば、その状況も報告を頂きたいと思います。

國安農業基盤課長

今、上村委員のほうから多々羅川の改修についての御質問を頂いたところでございます。農業基盤課においても排水の改良というのをやっているところでございますが、多々羅川の改修につきましては、県土整備部で管理している川でございますので、事情のほうはわからない状況になっております。

宮本総合政策課政策調査幹

ただいま、上村委員からTPPの影響試算にかかる御質問を頂きました。

TPPの影響試算につきましては、6月の委員会でも答弁させていただきましたとおり、国が一定基準をもって試算を行ったところでございます。我が県におきましても、国で示された計算手法に基づきまして、本県の農林水産物に当てはめて試算を行ったという状況でございます。

この部分につきまして、試算の仕方、考え方が不十分ではないかとの御質問と受けとめておりますが、県といたしましては、影響試算額につきましては、今後の農林水産物の輸入量でありますとか国内での消費動向、そういった、明確に見通せない、様々な状況がある中で、精緻に算出することは極めて難しいものであると認識をしております。

このため、今のところ徳島県の考え方といたしまして、国の試算に基づく一定ルールの中での計算によって本県の影響を試算した上で、ただ、対策につきましては、TPPによらず、徳島県の農林水産業は非常に厳しい状況がございます。こうしたものに対して、国の制度、それから県単独の事業を総合的に用いまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

山本輸出・六次化推進室長

上村委員から、ハラール市場への対応について御質問を頂きました。

県では、ハラール市場を非常に有望なマーケットと考えておりまして、ハラール認証を取得する支援だとか、ハラール認証の情報提供などを行っております。また、ハラール市場でありますシンガポールとかマレーシアに向けてはゆずの加工品であったり、ハラール認証を得たスイーツ、それからコンニャク、こういったものを輸出しているところでございます。

上村委員

多々羅川の改修については、確かに県土整備部で管理していることなので、それについて、ここではどうこう言えないと思うんですけれども、被害状況とか救済措置とか、そういった報告はしていただけるかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

國安農業基盤課長

農地の被害や、農業用の排水路に被害がある場合は、降雨が終わった後、市町村が調査することになっております。その中で被害が大きく、要件が合えば災害復旧事業に該当するようになると思います。それについては市町村から県に対して申請が上がってきますので、それをもって国に申請をしていきたいと考えております。

上村委員

今回、台風16号の影響は、まだちょっとこれからなので、あれですけれども、過去に何回か大きな被害がありましたけれども、そのときは、実際、どの程度被害状況をつかんで、

救済措置がとられたのか、過去10年ぐらいの経過がわかれば教えていただきたいんですけど。

丸若委員長

小休します。（11時34分）

丸若委員長

再開します。（11時35分）

國安農業基盤課長

今、上村委員のほうから、方上方面の農地及び農業関係の施設に被害がどのぐらいあったかという御質問ですが、今、手元に資料がございませんので、調べまして、また後で説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

上村委員

そうしたらT P Pの試算問題ですけれども、国が一定規準で試算しているので、それに従って影響試算をしていると、そういうことを前も答弁いただいたんですけれども、米については国が試算をしていないので県もしないということなんですけれども、県内もお米の農家が大変多いわけですよ。お米を売って、何とか生活の足しにしているという方もたくさんいらっしゃるんですが、この米について、よその県では影響試算をしているところもありますけれども、影響試算をしないということは、農家についても非常に不安なんですよ。この補償はどうなるのかとか、もうお米を作るのをやめようかと。今回は、ずっと米価が暴落して作れば作るほど赤字だと、農業機械や人手を考えると続けられないという方が大変多いんです。お米は今余っていると言われてはいますが、今、非常に米作農家は高齢化していて跡継ぎもいないという状況ですから、これ、どんどん減っていけば、国内のお米を私たちが食べることができなくなる状況が来るんじゃないかと。安い外国産米がたくさん入ってくるとは言いますが、品質も悪いですし、農薬も心配ですし、アメリカなんかは本当に広大な農地で作るために、いろいろな害虫とか、そういうのが入っていても売れるという、そういう基準を作っているようなんですけれども、T P Pによって、それらもアメリカなんかの基準に合わされるんじゃないかという不安が消費者の中にもあるんです。やっぱりその辺で、お米についても試算を是非していただきたいという声が農家の方からも上がっています。

それと対策についても、いろいろ、県内の特徴的な農産品を売り出そうということで、いろいろな努力がされていますけれども、本当に輸入がどんどん増えてくれば、多くの作物が輸入と競争しなくてはいけないという状況になります。そういう点では、T P Pに批准すると、7年後には関税が完全に撤廃されると言われていますので、今の状況が更に一層悪くなるということが考えられます。今、基本計画を見直して、いろいろと農業振興をやろうという県にとっては大きな打撃になると思うんですけれども、農林水産部門では、

得になることは何一つないというふうなことも言われていますけれども、やっぱり、農業県である徳島県としては、TPPは非常に脅威だと思うんですけども、是非、お米の試算についてとTPPについての見通しについて、もっと真剣に考えていただきたいというふうに、これは意見として申し上げておきます。

それからハラール認証ですけども、今、果物なんかで輸出がされていると言われていましたけど、たしか、牛肉のハラール認証で、そういった取組にも補助金が出されていると思いますけれども、こちらのほうは、まだ輸出は始まっていないのでしょうか。

山本輸出・六次化推進室長

上村委員から、牛肉についての、ハラール地域に向けての輸出が始まってないのかというような御質問を頂きました。現在のところ、まだ、海外に向けては始まっておりません。海外ハラール市場に向けて、輸出する準備を行っているところでございます。

上村委員

牛肉の認証の取組はいつから始まったのでしょうか。

山本輸出・六次化推進室長

ハラール認証の取組につきまして、いつから始まっているのかという御質問ですが、昨年度から認証取得に向けた取組が進められております。

上村委員

じゃあ、もうそろそろ輸出が始まるという状況なんのでしょうか。

山本輸出・六次化推進室長

ハラール認証がとれましたら、ハラール市場に向けて輸出されるものと考えております。

上村委員

後で結構ですので、このハラール認証の取組について、補助金が、いつ、どういうふうな形で出されて、どんな取組なのかということ、また報告を頂きたいと思えます。よろしく願います。

後藤畜産振興課長

先ほど、牛肉のハラール認証についての御質問がございましたけども、昨年度、株式会社にし阿波ビーフが、ハラール認証を取得する牛専用の食肉センターの整備を、国補事業を受けて整備したところでございます。あと、ハラール認証につきましては、施設整備ができた後、その施設とかを確認した上で、ハラール認証とか輸出に向けての、今回はインドネシアを対象としておりますけど、インドネシアとの国の協議とかを進めることになっております。昨年度、平成28年の3月末に施設整備が完了いたしまして、今現在、国内の

ハラール認証，また，インドネシアでの認証機関でありますMU I のハラール認証を受けるために手続を進めているところでございます。

木南委員

これは事前委員会ですから調べておいてほしいんですが，ここは経済委員会ですので，最近，農業資材，肥料，農薬，いろいろな資材がかなり値下がり傾向にあるという情報を聞いております。これは特にJA関連の値下がりがあるというふうに話を聞いています。これの原因，実態を調べておいてほしいのと，原因ですね，いわゆるJAさんに対する風当たりというのはいろいろなところから強いものですから，そういう効果なのか。あるいは値下げの要因があったのかどうか，市場調査とともに調べておいてほしいと思います。

新居もうかるブランド推進課長

今，木南委員のほうから農業資材の価格が低下していることについての原因を調べてほしいということでございます。これにつきましては，国のほうも現在，農業資材の農薬，肥料，それから農業資機材，こういったものの低減に向けて取組を始めたところでございますので，こういったことにつきまして，また私どものほうで調べて，御報告させていただければと思います。よろしく申し上げます。

木南委員

価格というのは，国が言ったから下がるというものではないんですが，いろいろな原因があると思うので，調べておいてほしいと思います。

もう一つは，卸売市場の整備計画。卸売市場法というのは昔からある法律で，生産者にとったら，交通網がないとき，あるいは情報網が非常に少ないときは，出したら全部政府がやってくれるというシステムになってまして，非常に便利な卸売市場法というのがありました。これだけ交通事情も変わってきて，あるいは情報ネットワークもできたという中で，どんなふうな卸売市場を造ろうとしているのか。

この基本方針を読ませてもらったんですが，十分によくわからないので，ここら辺もう少し，どんな卸売市場にしたいのか。多分，この法律のマイナーチェンジというのは昭和47年か48年か，昭和50年以前だったと思うんですが，その後，マイナーチェンジは若干あったと思うんですが，どんなふうな卸売市場にしたいのか。それがわからなかったら，審議のネタがないわけでありまして，そこら辺を，今日じゃなくてもいいですから，また教えてほしいと思います。

新居もうかるブランド推進課長

これにつきましては，卸売市場計画の骨子といたしますか，目玉といたしますか，そういったところについての御説明ですけれども，また改めてさせていただくということで，よろしくお願いたします。

木南委員

それによって、また、付託委員会で議論します。

長尾委員

1点だけ、先ほど御説明いただいた中で、よくわからないのがあるので、聞くだけですが、ため池の件について、従来の整備事業で2億5,000万円ぐらい整備事業が付いている。これは既に、どこかのため池の整備をするということだと思っただけでも、改めて今回、ため池防災・加速化計画技術検証事業ということで500万円の予算が付いている。熊本県の地震等もあって、かつ徳島県の阿讃山脈沿いには中央構造線もあるというので、今後検討がなされるということだと思っただけでも、まず一つは、この計画の500万円というのはどんな技術を検証することなのか、もう一度ちょっと教えてもらいたい。もう一つ、県内のため池がどれだけあって、当然これは大中小やら、古いのやら、地域的な問題やら、いろいろあると思っただけ、この中で、この500万円の加速化技術検証というのをやる。その結果にもよると思っただけ、実際、県内に整備をしなくちゃいけないため池というのはどのぐらいあるのか。かつ、これをA, B, Cか何かで危ないとランク付けして、それで、そこへの予算というのは、例えばどれぐらいかかるのか。また、期間がどのぐらいかかるのか、もしわかるのであれば、そんなことも含めて簡単に説明してもらいたい。

國安農業基盤課長

今、長尾委員のほうから、ため池防災・加速化計画技術検証事業について御質問を頂きました。委員の御指摘どおり、県では平成25年度から、ため池の一斉点検というのをやっておりまして、そこで、一斉点検の結果、耐震診断が必要であるという判断をされた場合、実際のボーリング調査とかをやりまして、耐震性に問題があるかどうかという調査をやっております。平成27年度までに、診断調査が必要であると見なされたため池の、おおむね80%のため池について診断が終わったところです。そういう状況の中で、4月に熊本県で大きな地震が起きましたので、県ではこのため池防災・加速化計画を作りまして、老朽化対策とか耐震化対策を今後進めていきたいと考えております。

そこで、この計画がより精度が高く、実効性があるようにするために、例えば被災形態ごとの改修の方法、例えば堤体にクラックが入ったとか、決壊したとか、そういう場合はどういうふうに改修したらいいのか。そういうことの妥当性とかソフト面で、被災時の水位の管理方法、若しくは被災が起こったときに管理者がどういう点検をしたらいいのか、そういうところを、知識や経験を有する専門技術者の方に検証を行っていただく。それと、活断層地震の対応方針といいますか、徳島県ではまだ活断層地震というのは特に起こっておりませんが、そういう場合、どういう対応をしたらいいのかというアドバイスを頂くようなことで、今回、その費用を要求しているところでございます。

それと、この計画によって、ため池を幾ら整備するのかというところでございますが、県内には農業用ため池は550か所存在してございます。それで今、古いものから老朽化対策というところで、過去から整備を進めております。今回、耐震調査をしました結果、先

ほど申しましたように、耐震性にちょっと問題があるというところについては、今後改修を進めてまいります。

今のところ、耐震性に問題があるという判断をしたため池は現時点で89か所あります。ため池について、管理者のほうにも説明はさせていただいております。それで、市町村のほうと管理者に対して説明をしまして、その中で今後どのようにしていくかということ、県と管理者、市町村と協議しながら、優先付けとか、ここは予算等もかかりますし、工事となれば工期もかかりますので、そういう点も含めて協議をしていきたいと考えております。

それと、最後に予算の関係ですが、まだ計画自体ができておりませんので、幾らかかって、工期が幾らになるか、期間が何年になるかというのは、ちょっと今のところわかりませんが、管理者等と協議しながら、より実効性のある計画にしていきたいと考えているところでございます。

長尾委員

今のお話だと、県内で550か所あって、8割は調べないといけない。かつ、今の話で89か所をやらないといけないと、こういう話で、それはどれぐらい金がかかるかは調査してみないとわからない。この2億6,000万円という整備事業費は、一つのため池にかかるものなのか、それとも幾つかにかかるものなのか。

國安農業基盤課長

今回の2億6,000万円につきましては、現在動いておりますため池の改修事業がありまして、その地区に対する補正予算でございます。その件数につきましては、7か所で計画をしておりますため池について、予算をお願いしているところでございます。

長尾委員

7か所で2億6,000万円、だから単純に平均すれば、ため池一つに4,000万円ぐらいかかるわけだけど、さっき言った89か所をやるとなると、これは大変膨大な金だと思う。いずれにしても、これを市町村とか、関係の組合とかで話し合っ、今後調査をした上で予算化をしていく必要があるかと思うんだけど、これが県や市町村、ないしは組合とかへの負担を考えると、こういった部分の予算というのは、国なんかは一切出してくれない。他県も当然同じような、香川なんかは特にため池が多いと思うけども、この辺のところはどうなんですか。

國安農業基盤課長

すいません、一つ訂正をお願いしたいのですが、ため池数は6か所でございます。失礼しました。

それで、今回の予算につきましては、現在動いている6か所について年度予算の増額補正をしていただくというところで、ため池の箇所にもよりますが、1か所あたりの総事業

費2億円から3億円ほどで必要になるところでございます。で、今回の補正につきまして2億円というのは、6地区の今年度予算の補正予算というところをお願いしているところでございます。それと、国の補助金につきましては国費が55%付くような形になっております。

元木委員

私も畜産振興議員連盟のほうで役をさせていただいておりますので、畜産の件について教えていただきたいと思っております。次代を担う人材育成という中で、新規就農者数等、かなりのペースで増えておるんですけども、このうちの畜産関係の人材育成の状況というのはどういった状況なのかということについて伺いできたらと思っております。

というのも、今、阿波尾鶏の輸出拡大ですとか、飼料用米の普及促進等に取り組んでいただいて、かなり、耕畜連携というようなことが県政の重要課題の一つになりつつあるという中で、やはり、これからを担う若い方々の育成というのも大事な視点なのではないかと思うわけでございます。現在の就農状況、そして、できれば離職されている方というのもいらっしゃるかと思っております。そういった方の状況等について教えていただけたらと思っております。

後藤畜産振興課長

今、元木委員のほうから畜産分野における担い手の育成ということでございますけれども、今まで、畜産分野の担い手対策につきましては、農業全般の中で、畜産も含めて一緒に活用させていただいております。特に育成対策ということにおきましては、なかなか畜産につきましては初期投資が高いというようなことがございまして、新規就農というのはなかなか難しいといえますか、そういったところも取り組んでいかないといけないのですが、そういった中で、後継者に対しまして家畜の管理飼養技術の向上を支援するとか、人工授精とか、受精卵移植技術とかの技術的な支援をする。それから、新規就農希望者がございましたら、農場研修施設といえますか、先端的なところに紹介をして、研修して技術を習得するとか、それから、空き畜舎を活用して、そういったところで、新たに初期投資を少なくして就農していただくとか、そういったことで支援をしているところでございます。

それともう一点、作業の効率化というようなことがどうしてもありますので、酪農でしたらヘルパー制度ですとか、それから飼料を作るということでコントラクター組織といったものの充実強化を図って、後継者に対して支援をしているところでございます。

元木委員

地元でもライブストックエナジーの取組等、鶏ふんを活用して、新しい施設、会社を興されているところもございまして。今、畜産業界に求められておるのはまさに生産性の向上ということであろうかと思っております。新しい機械の導入等も含めて、このレポートに書いていただいております阿波尾鶏の輸出拡大、そして熟成胸肉、そしてまた胸肉の削り節、粉

末だしパックジャーキー等のプレミアム商品というのをどんどん、県としても開発を応援していただいて、県のブランドとして発信して、需要の喚起につなげていただきたい。そういうことを続けていくうちに、人材の確保にも結び付いていくんじゃないかなと思っております。

今回の補正予算を見ておりましたが、航空会社との連携で本県の食材を売り出していこうというようなことも積極的に取り組まれておるようでございます。機内食の問題等も、前回の議会でも言わしていただきましたけれども、是非、阿波牛、そして阿波とん豚、阿波尾鶏、この三つを、是非もう一度、新たな商品として開発を進めていただいて、ほかの県に負けないような新しい商品を生み出していただきたいということを要望させていただきます。質問を終わります。

丸若委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、農林水産部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（12時00分）